

令和元年度ダイオキシン類に係る廃棄物焼却炉等設置者の
自主測定結果の報告状況について

令和2年12月3日

ダイオキシン類対策特別措置法で規定する特定施設(大気基準適用施設および水質基準適用事業場)の設置者は、同法第28条第1項から第3項の規定により、排出ガス・排出水等の自主測定をおこない、その結果を都道府県知事に報告することが義務づけられています。

令和元年度に報告がなされた自主測定結果について、下記のとおり取りまとめましたので、同法第28条第4項の規定に基づき公表します。(岐阜市を除く県内分)

ダイオキシン類対策特別措置法で規定する特定施設及び測定項目

大気基準適用施設 : 廃棄物焼却炉、アルミニウム合金溶解炉等からの排出ガスが測定対象
※廃棄物焼却炉については、集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰(その他の燃え殻を含む)が測定対象。

水質基準適用事業場 : 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、下水道終末処理施設等が設置されている事業場の排出水が測定対象

自主測定報告の結果

自主測定結果の報告状況等								
	測定対象 (排出基準、処理基準)	稼働中施設					休止等	合計
		報告有 (報告待ちを含む)	基準超過	未報告	1年未満	小計 (報告率)		
大気基準適用施設	排出ガス	114	0	0	0	114 (100%)	54	168
	ばいじん及び焼却灰 (処理基準 3ng-TEQ/g)	112	0	0	0	112 (100%)	54	166
水質基準適用事業場	排出水 (排出基準 10pg-TEQ/L)	11	0	0	0	11 (100%)	1	12

- 排出ガスの排出基準は、施設の規模や設置時期によって異なる。
 - 『1年未満』は設置後1年未満のため、年1回の測定期限がきていない施設を指す。
 - 大気基準適用施設のうち、焼却炉の構造や廃棄物の種類・性状等により、ばいじん又は焼却灰が発生しない場合は、その測定は適用されないため、排出ガスの合計と焼却灰及びばいじんの合計は一致しない。
 - 焼却灰及びばいじんは、排出基準は定められていないが、廃棄物として処理する際にダイオキシン濃度が処理基準(3ng-TEQ/g)を超える場合は、特別管理廃棄物として処理する必要がある。
- ※個々の事業所からの報告値については、別表をご覧ください。

※TEQ(Toxicity Equivalency Quantity)=毒性等量

ダイオキシン類は、223種類の物質の総称で、これらのうち毒性のある物質は29種類ある。

29種類の物質の毒性は強弱があるので、最も毒性の強い2,3,7,8-TeCDD(2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン)の毒性を1(基準)として、他の物質の毒性の強さを換算した係数を用いてダイオキシン類の毒性を集計したものの。

【飛騨県事務所管内（高山市、飛騨市、下呂市、大野郡）】

番号	工場又は事業場の名前	所在地	排出ガス		ばいじん		焼却灰		排出ガス 排出基準	備考		
			採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/g)				
1	高山市資源リサイクルセンター(1号炉)	高山市三福寺町1800	R1.7.31	0.12	R1.7.31	2.7	R1.7.31	0.33	5			
2	高山市資源リサイクルセンター(2号炉)								5			
3	久々野クリーンセンター(1号炉)	高山市久々野町久々野谷口3033-3	R1.10.24	0.24	R1.10.25	2.3	R1.10.25	0.25	5			
4	久々野クリーンセンター(2号炉)		R1.10.25	0.14					5			
5	アルプス薬品工業(株)上野工場	飛騨市古川町上野8	R1.6.25	0.082	-	-	R1.6.25	0.013	5			
6	北吉城クリーンセンター	飛騨市神岡町吉ヶ原36-1	R1.7.16	0.0086	R1.7.16	0.015	R1.7.16	0.0044	10			
7	神岡鉱業(株)	飛騨市神岡町鹿間1-1	H31.4.11	0.13								
			R1.7.11	0.81								
			R1.10.17	0.63							1	
			R2.1.9	0.43								
8	(株)獅手製材所	高山市片野町3-55							10	休止		
9	富山雄村(株)	高山市西之一色町2-50	R2.2.26	0.0062	R2.2.26	0.0000017	R2.2.26	0.00000042	10			
10	(株)ナカヤマ	高山市丹生川町方寺社ヶ洞3478-13479							10	休止		
11	高山市下水道センター(1号炉)								10	休止		
12	高山市下水道センター(2号炉)	高山市冬頭町333	R1.9.20	0.000067	-	-	R1.9.20	0.00000045	10			
			R2.2.7	0.00055	-	-	R2.2.7	0.00001				
13	みずほクリーンセンター	飛騨市宮川町三川原地内	R1.7.18	0.000053	R1.7.18	0	R1.7.18	0	5			
14	(株)マテリアル東海(1号炉)	下呂市三原544	R1.10.18	0.11	R1.10.19	0.006	R1.10.19	0.0017	10			
15	(株)マテリアル東海(2号炉)		R1.10.11	0.41	R1.10.12	0.0088	R1.10.12	0.0046	5			
16	下呂市クリーンセンター(新1号炉)	下呂市小川2390	R2.1.16	0.00003	R2.1.16	0.04	R2.1.16	0.0063	5			
17	下呂市クリーンセンター(新2号炉)		R2.1.23	0.000056	R2.1.23	0.25	R2.1.23	0.013	5			
18	下呂市中山浄化園	下呂市三原458-2	R2.1.24	0.00028	R2.1.24	0	-	-	10			
19	(株)加藤組	下呂市金山町菅田柳洞2873	R2.1.21	0.0096	R2.1.22	0.025	R2.1.22	0.016	10			
20	美輝の里	下呂市馬瀬西村1695							10	休止		
21	飛騨市クリーンセンター(1号炉)	飛騨市古川町谷11番4	R1.7.17	0.097					5			
			R1.12.4	0.042								
			R1.7.17	0.13	R1.7.17	0.32	R1.7.17	0.0084		5		
22	飛騨市クリーンセンター(2号炉)		R1.12.4	0.1								

別表3 水質基準適用事業場（硫酸塩バルブ等製造の塩素等漂白施設）

番号	工場又は事業場の名前	所在地	採取年月日	測定結果	排出基準	備考
				(pg-TEQ/L)		
【可茂県事務所管内（美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡）】						
1	大王製紙(株)可児工場	可児市土田500	R1.6.5	0.31	10	

別表4 水質基準適用事業場（アルミニウム合金製造施設）

番号	工場又は事業場の名前	所在地	採取年月日	測定結果	排出基準	備考
				(pg-TEQ/L)		
【可茂県事務所管内（美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡）】						
1	大豊岐阜(株)	可児郡御嵩町御嵩2188-6	R1.7.23	4.7	10	
2	大豊岐阜(株)	可児郡御嵩町御嵩2188-6	R1.7.23	0.000028	10	
3	大豊岐阜(株)	可児郡御嵩町御嵩2188-6	R1.7.23	0.12	10	

別表5 水質基準適用事業場（廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等）

番号	工場又は事業場の名前	所在地	採取年月日	測定結果	排出基準	備考
				(pg-TEQ/L)		
【岐阜地域圏環境圏管内（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡）】						
1	もとす広域連合衛生施設	瑞穂市生津天王東町2-57	R1.10.30	0.055	10	
2	長良製紙(株)	瑞穂市生津980	R1.12.10	0.0013	10	
【西濃県事務所管内（大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡）】						
1	フタムラ化学(株)大垣工場	大垣市本今町1800	R1.8.29	0.025	10	
2	住友化学(株)大分工場岐阜プラント	安八郡安八町牧字十八町3750	R1.8.1	0.049	10	
【恵那県事務所管内（中津川市、恵那市）】						
1	(株)柴田建設	中津川市苗木48			10	休止
【飛騨県事務所管内（高山市、飛騨市、下呂市、大野郡）】						
1	アルプス薬品工業(株)上野工場	飛騨市古川町上野8	R1.6.25	0.0049	10	

別表6 水質基準適用事業場（下水道終末処理施設）

番号	工場又は事業場の名前	所在地	採取年月日	測定結果	排出基準	備考
				(pg-TEQ/L)		
【中濃県事務所管内（関市、美濃市、郡上市）】						
1	関市浄化センター	関市倉知2031	R1.8.8	0.0013	10	
【飛騨県事務所管内（高山市、飛騨市、下呂市、大野郡）】						
1	高山市下水道センター	高山市冬頭町333	R1.9.20	0.0092	10	
			R2.2.7	0.28		